

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つくば市は、市民、そして市民以外の方の個人番号(マイナンバー)を取り扱う責任を十分に理解し、本評価書に記載の措置を始めとする対策を厳重に講じることで、個人のプライバシーその他の権利利益の保護に取り組んでいます。

特記事項

住民基本台帳は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、住民サービスの基礎となる情報です。マイナンバーも氏名、住所などと並んで、住民基本台帳で管理されます。これら様々なサービス等の基礎となる住民基本台帳が正しい情報となるよう窓口での本人確認や届出内容の確認審査を徹底するとともに、情報管理を徹底しています。また、ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為等の被害者の保護のために、住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援措置として、システムの画面上に支援対象者であることを表示させ、情報を厳重に管理しています。その他、住民の利便性を考慮し、住民票の写しのコンビニ交付サービスを行っています。

評価実施機関名

つくば市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容 ※	目的: 住民に関する記録を正確に行い、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎とする。 概要: (住民基本台帳の記録・管理) ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。住所等の記載事項に変更があった者から届出を受け、内容を審査し、住民基本台帳に記録する。届出によるもののほか、住民票の記載等をすべき事実を確認し、住民基本台帳法に定める事由に該当する場合は、職権に基づき住民票の記載、消除又は修正を行う。 ②他市区町村へ異動(転入)してきた者について、前住所地の市区町村へ転入があったことを通知する。また、他市区町村へ異動(転出)した者について、転出先市区町村から転入通知を受けて、除かれた住民票に転入日等を記録し、転出を確定する。 ③住所の異動があった場合は、住民基本台帳に記録後、その者の本籍地に住所異動があったことを通知する。また、つくば市に本籍地がある者について、住所地区町村から異動通知があった場合は、戸籍の附票(※1)に記録する。 ④住民情報を住民基本台帳に記録した際は、住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)(※2)を通して茨城県に本人確認情報を通知する。 ⑤外国人住民について住所異動があった場合は、法務省へ通知する。 ⑥本人又は同一世帯の者から住民票の写しの交付請求があった場合は、本人確認の上、交付する。コンビニ等に設置されているキオスク端末から住民票の写しを交付する場合は、住民基本台帳カード又は個人番号カード(以下、「個人番号カード等」という。))とパスワードにより本人確認を行い交付する。 (個人番号の付番・通知) ⑦個人番号を付番するために、住基ネットを通じて個人番号の生成依頼を行う。 ⑧住基ネットを通じて個人番号の通知及び個人番号カードを交付するための送付先の情報を登録する。 ⑨個人番号を付番したら本人へ通知する。また、申請があった場合は個人番号カードの交付を行う。 ⑩個人番号を利用した情報連携を国や地方公共団体と行うために、住民票に関する情報のうち番号法に定められた事項(世帯情報)について、中間サーバーへ送信する。 ※1 戸籍の附票: 戸籍ごとに作成され、戸籍の表示、氏名、住所、住所を定めた年月日が記載される。 ※2 住民基本台帳ネットワークシステム: 住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通で本人確認ができる仕組み 情報の流れについては概要資料中の業務概要図又は別添1を参照。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	住民記録システム
②システムの機能	1. 異動処理機能 住民基本台帳法に基づき、住民票の記載、消除又は修正の処理を行い、それらの住民情報を管理する。 2. 発行・統計機能 住民票等の発行や統計資料作成に係る集計を行う。 3. 連携機能 ・国民健康保険、介護保険、国民年金、後期高齢者医療等の住民票記載項目について、庁内の業務システムと連携して画面表示や帳票への出力を行う。 ・庁内事務で使用する住民宛名項目及び個人番号を、宛名管理システムと連携する。 ・住基ネットと、定められた電文レイアウトに基づきデータ授受を行う。 ・在留カード等発行システムと、定められた電文レイアウトに基づきデータ授受を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 (在留カード等発行システム(情報連携端末)、申請管理システム) [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

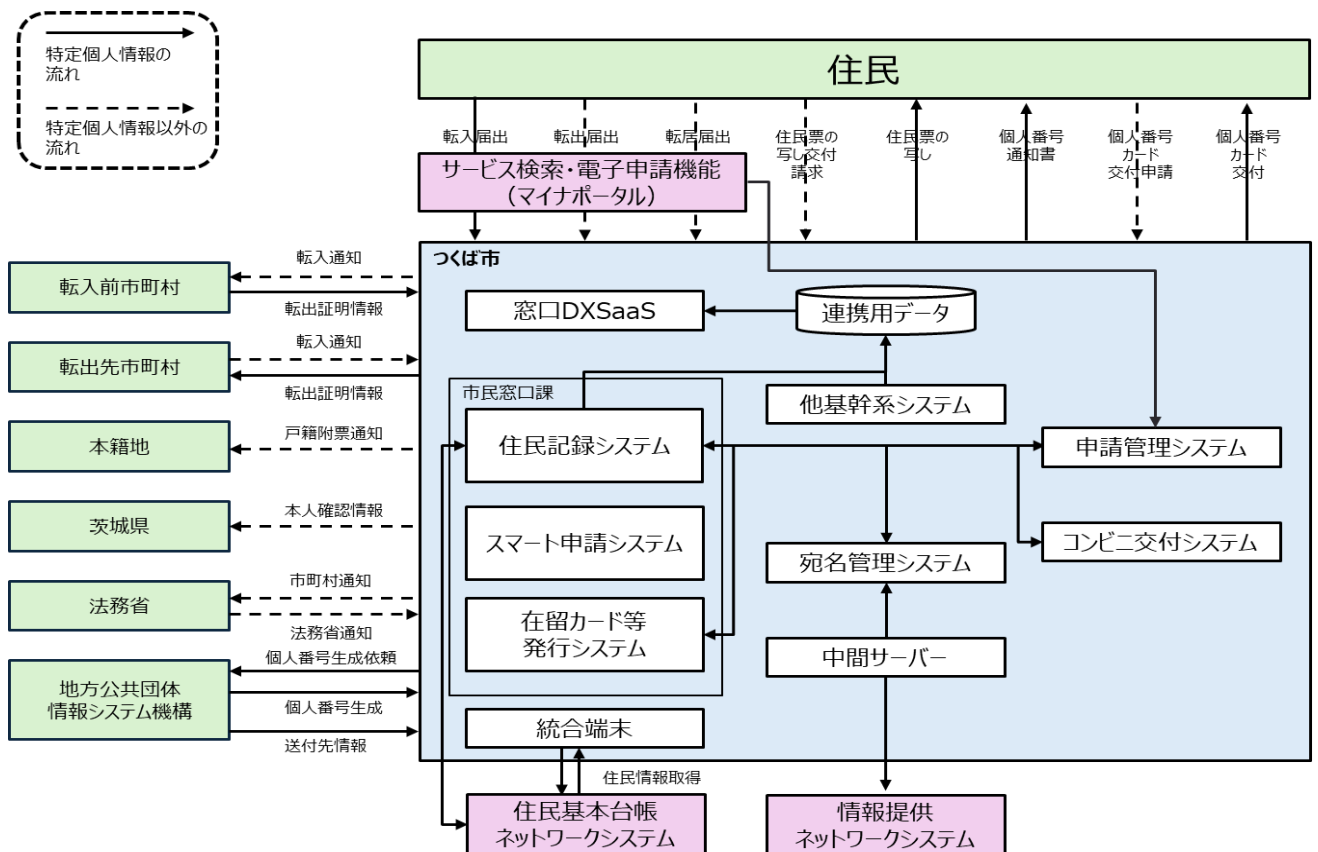
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を基に市町村コミュニケーションサーバ(以下、市町村CS)の本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 個人番号カード等を利用して転入届をした場合や他市町村の住民票の写しの交付(広域交付)を行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を基に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カード等を利用した転入(特例転入) 転入届を受け付けた際に、併せて個人番号カード等が提示された場合、当該個人番号カード等を用いて転入の処理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、住基ネットを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、住基ネットを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	在留カード等発行システム
②システムの機能	1. 通知機能 外国人住民について、住民票の記載、削除又は修正があった場合、住民記録システムから情報連携端末を通して法務省へ異動情報が通知される。 また、外国人住民の在留資格等が変更された場合、法務省から情報連携端末を通して、異動情報が通知される。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 証明書発行機能 コンビニ等に設置されているキオスク端末から住民票の写しの発行の請求がされた場合、つくば市の住民記録システムから証明発行サーバーを通じて住民票の写しを発行する。 2. 料金情報連携機能 キオスク端末で発行する際の証明書の手数料を設定し、発行時に表示させる。 3. 利用者カード認証機能 キオスク端末で証明書を発行する際に利用する個人番号カード等の利用者証明用電子証明書を認証する。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 戸内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1. 宛名管理機能 住民記録システムから情報の移転を行い4情報、その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目（氏名及び名称、性別、生年月日、住所など）の作成・管理をする。 2. 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。 3. 宛名連携機能 同一人の宛名番号を紐付けする機能を有し、宛名番号の関連付けしたデータを作成・管理する。中
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 戸内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ 中間サーバー ）
システム7	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	・【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 転入・転居の予約ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 戸内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ 申請管理システム ）
システム8	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	<連携機能> ・サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）から申請データを取り込む。 ・申請データを基幹系業務システムへ送信する。 <変換機能> ・住民基本台帳システムと連携し、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換する。 <照会印刷機能> ・申請データを画面に表示する。 ・申請データを申請書様式で印刷する。 <ステータス管理機能> ・申請のステータスを管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 戸内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ サービス検索・電子申請機能 ）
システム9	
①システムの名称	スマート申請
②システムの機能	申請フォームの作成やマイナンバーカードを使った本人確認、キャッシュレスでの手数料支払機能等を実装している。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム10	
①システムの名称	クラウド型バックアップセンター
②システムの機能	地方公共団体情報システム機構が提供するクラウドサービス(LGWAN-ASP)。 主な機能は次のとおり。 1. 住民情報バックアップ機能 ・地方公共団体が保有する住民情報(住民基本台帳に関する情報等)を特定のデータレイアウトでバックアップ(保管)する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	窓口DXSaaS
②システムの機能	・基幹システムから連携された住民のデータを参照し、手続きガイダンス及び申請書の作成ができる機能。 ・申請データを基幹システムに連携する(受け渡し)機能。 ・マイナンバーカードの情報を読み取れる機能。 ・マイナポータルや申請管理システム等と連携できる機能 ・申請書を電子保存できる機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	1. 住民基本台帳ファイル 住基法に定める住民基本台帳の整備、正確な記録及び記憶の管理を行うため。 番号法に定める個人番号とすべき番号の生成要求および個人番号の指定を行うため。 2. 本人確認情報ファイル 本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また、全国的な本人確認手段として、1つの市町村にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②都道府県知事に対し、本人確認情報の更新情報を提供する。 ③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。 ④個人番号カード等を利用した転入手続きを行う。 ⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。 3. 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。

②実現が期待されるメリット	住民の権利、義務の正しい行使・履行が実現でき、かつ事務の効率化及び迅速化が図られる。同時に、国及び地方公共団体の行政の合理化に資する。 住民票の写しに代えて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類（住民票の写し等）の省略が図られ、住民の負担軽減（各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的・時間的コストの節約）に繋がる。 また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（以下「住基法」という。） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求による住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求による住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、135、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） :なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない）
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民窓口課
②所属長の役職名	市民窓口課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

情報提供ネットワークシステム: 日本において個人番号と関連付けられた個人情報を関係機関の間でやり取りするためのコンピューターネットワークによる情報システムである。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に基づいて、総務大臣が設置・管理している。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

1. 住民基本台帳ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	つくば市の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。消除した住民票は消除日から150年間保存する必要があるため(住基法施行令第34条)、対象に含まれる。	
その必要性	1.住民基本台帳はさまざまな行政サービスの基礎情報となる。そのため、住民を対象とする行政を適切に行い、住民の正しい権利を保障するために、住民に関する正確な記録を整備し管理する必要がある。 2.番号法に基づき、国や地方公共団体と住民票関係情報(世帯情報)の提供又は移転を行う必要がある。提供又は移転された世帯情報は、税や社会保障、災害対策の分野で正確な負担や給付を算定するための情報として利用される。 3.住民基本台帳ネットワークシステムで全国共通の本人確認を行う必要があるため。住基法に基づく全国共通の本人確認ができることで、人違いやなりすましを防止したり、住民票の写しの提示を省略したりすることができる。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
その妥当性	・住民基本台帳法による住民票記載事項であり、かつ、事務処理上必要な情報であるため。 ・住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。 ・その他識別情報(内部番号):他業務と情報連携を行うために、対象者を正確に把握する必要があるため。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年6月30日	
⑥事務担当部署	市民部市民窓口課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 受付担当部署として市民窓口課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ 法務省 ）	
②入手方法	☐ 紙 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、在留カード等発行システム、サービス検索・電子申請機能、窓口DXaaS ）	
③入手の時期・頻度	住民の窓口来庁時または電子申請時となるため、届出の都度、発生する。	
④入手に係る妥当性	特定個人情報は転出証明書に記載されており、本人等から、直接あるいは電子申請システムや住民基本台帳ネットを介して入手しており、本人確認に適した入手方法である。	
⑤本人への明示	本人等から入手する情報は、住民異動の意思に伴うものであり、住民異動届等への記入により確認している。住民基本台帳法による特定個人情報の入手は、住民基本台帳法で明示されている。 基幹システムから連携された住民のデータを参照し、手続きガイダンスを行う際、受付部署の事務のみではなく、正確な案内を行うため、他部署の業務についても資格保有の有無等を確認するため住民のデータを参照する。その際は、窓口における掲示や口頭により本人に明示する。また、窓口DXaaSを通じて作成した申請データについて、業務所管部署以外で作成・受付された場合は、受付部署及び業務所管部署にデータが共有されるため、その旨も口頭により本人に明示する。	
⑥使用目的 ※	住民基本台帳法に基づき住民基本台帳への記載を行うため。住民を対象とする行政を適切に行い、住民の正しい権利を保障するために、住民の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民窓口課、谷田部窓口センター、桜窓口センター、大穂窓口センター、豊里窓口センター、筑波窓口センター、荏岐窓口センター、つくば駅前市民窓口センター
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	1. 住民票の写しの交付 本人又は同一世帯の者から個人番号を記載した住民票の写しの交付請求があった場合、請求理由の確認、本人確認書類による本人確認を行い交付する。 2. 住民異動事務 住民基本台帳法に基づき、住民票の記載、削除又は修正を行う。 3. 転出証明書への記載 転出先市区町村に提出する転出証明書に、個人番号を記載する。転出者が個人番号カード等を持っている場合、及びマイナポータルを通じて転出届と転入予約を行った場合は、住民基本台帳ネットワークシステムに転出証明書情報を送信する。 4. 住民基本台帳ネットワークシステム連携 ・本人確認情報を都道府県サーバに送信する。 ・個人番号の生成依頼、変更依頼を行う。 ・個人番号通知書や個人番号カードの送付先情報の送信を行う。 5. 情報連携 番号法で定められた事務において、条例に基づき庁内関係課と情報連携を行う。また、情報提供ネットワークシステムを通じて国や地方公共団体等からの情報照会があった場合、住民票情報のうち番号法で定められたものについて提供を行う。	
	情報の突合 ※	・届出等受付時に届書等の内容と本人確認書類を突合し、情報の突合を行う。（上記1、2、3） ・住民基本台帳ネットワークシステムに連携する際に、住民票コード及び4情報により、情報の突合を行う。（上記4） ・住民記録システムから宛名管理システムへ連携する際に、個人番号対応符号や内部番号等のその他識別情報により情報の突合を行う。（上記5） ・窓口DXaaSを通じて受け取った申請データの受理及び審査を行う。 ・申請者を確認するために基幹システムを通じて取り込んだ情報と突合する。

	情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は実施せず、人口統計など、件数の集計を行うのみ。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日		平成27年10月5日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (4) 件
委託事項1		システムの運用
①委託内容		住民記録システムの運用・保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	つくば市の住民
	その妥当性	システムの運用・保守にあたり、プライバシーマーク制度の付与認定を受けている事業者に委託することで、安定性の高い運用を実現することができる。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (本庁においてサーバ及び端末を直接操作する。)
⑤委託先名の確認方法		本市情報公開条例に基づき事務委託の有無について回答
⑥委託先名		(株)茨城計算センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		遠隔地保管
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	つくば市の住民

[illegible]

委託事項4		スマート申請の運用・保守	
①委託内容		スマート申請の運用・保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	つくば市の住民	
	その妥当性	システムの運用・保守にあたり、プライバシーマーク制度の付与認定を受けている事業者へ委託することで、安定性の高い運用を実現することができる。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN回線)	
⑤委託先名の確認方法		本市情報公開条例に基づき事務委託の有無について回答	
⑥委託先名		(株)グラファー	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項5		窓口DXSaaSの運用・保守業務	
①委託内容		窓口DXSaaSの運用・保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	つくば市の住民、つくば市に転入予定の者	
	その妥当性	システムの運用・保守にあたり、プライバシーマーク制度の付与認定を受けている事業者へ委託することで、安定性の高い運用を実現することができる。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 ガバメントクラウド上に構築された茨城計算センター株式会社による基幹 [○] その他 (システム内の連携基盤を用いて、国の定める機能別連携仕様の形式で提 供する。	
⑤委託先名の確認方法		本市情報公開条例に基づき事務委託の有無について回答	
⑥委託先名		北見コンピュータビジネス株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[] 再委託する []	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾	
	⑨再委託事項	RPAのシナリオ作成及び保守	
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている (58) 件 [○] 移転を行っている (28) 件 [] 行っていない	
提供先1		厚生労働大臣	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第1項)	
②提供先における用途		健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報		住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[] 10万人以上100万人未満 []	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		つくば市の住民	
⑥提供方法		[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度		照会を受けたらその都度	

提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票(死亡を除く)となった住民
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市の住民
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第5項)
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市の住民

⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第7項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号。以下この条及び第九条において「平成19年法律第30号」という。)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市の住民
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第11項)
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市の住民
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第13項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市の住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先8	他の市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第15項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市の住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先9	都道府県知事又は他の市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第20項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市の住民

⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先10	他の市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第28項)
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市の住民
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先11～15	
提供先11	他の市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第37項)
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市の住民
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

提供先12	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第39項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市の住民
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先13	他の市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第48項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市の住民
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先14	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は他の市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第53項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市の住民

⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先15	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第57項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市の住民
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先16～20	
提供先16	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第58項)
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市の住民
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先17	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第59項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報

④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市の住民	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	
提供先18	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第63項)	
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市の住民	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	
提供先19	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第65項)	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市の住民	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	

提供先20	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第66項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
移転先1	移転先1～28は別紙2を参照
①法令上の根拠	移転先1～28は別紙2を参照
②移転先における用途	移転先1～28は別紙2を参照
③移転する情報	移転先1～28は別紙2を参照
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	移転先1～28は別紙2を参照
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	移転先1～28は別紙2を参照
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	

①保管場所 ※		＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ＜スマート申請における措置＞ AWSのデータセンターで稼働している。AWSでは高レベルのプライバシー基準を満たしている。マイナンバーに関しては他の申請情報と環境を分けて暗号化等の秘匿性処理も強固にかけた箇所に保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜上記以外のシステムにおける措置＞ セキュリティカードで入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管され、サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜クラウド型バックアップセンターにおける措置＞ クラウド型バックアップセンターは、地方公共団体情報システム機構が選定したクラウドサービス上に構築する。クラウドサービスは、ISO/IEC 27017:2015によるクラウドサービス分野におけるISMS（（情報セキュリティ管理システム））認証の国際規格の外部認証を取得したサービスを選定している。クラウドサービスと接続するネットワークにIP-VPN網（通信事業者の閉域網内のVPNサービス）の利用に加え、通信の暗号化及びクラウドサービス上に保存する際に暗号化を実施。 ＜AI-OCRにおける措置＞ AI-OCRのサーバ、データベースはデータセンタ内のサーバで保管され、入館はICカード及び生体認証で管理され、入館者は取扱者の中でも最小限にし、必ずプロジェクトリーダーと責任者の承認を得てから入館することとしている。 また、サーバーを格納するラックは施錠し、鍵は限定されたメンバのみ利用するようにしている。作業状況は監視カメラで記録している。 ＜基幹系ファイルサーバにおける措置＞ ①ファイルサーバを設置するデータセンターについては、守秘義務契約を締結した事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②データセンター施設については生体認証を含む多段階のセキュリティ対策を行い、不正な侵入や機器の持ち込み及び持ち出しを防いでいる。 ③また保守運用者については、機器内のデータ等を取り扱わないものとし、特定個人情報を含む領域は、ネットワーク運用事業者が触れることができないようシステム上の制御を行う。												
②保管期間	期間	＜選択肢＞ <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr></table> [20年以上]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条に定める期間（150年間）保管する。												

③消去方法	保存期間を超過した申請書等については、外部事業者による溶解処理を行い、廃棄している。特定個人情報等の重要な情報資産については、磁気データ消去装置により情報を破壊したのち物理的破壊して完全に消去し、情報資産を復元できないようにルール化している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体の操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜スマート申請における措置＞ 特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインに沿って復元不可能な方法で削除の対応を検討している。 ＜上記以外のシステムにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームにおける措置と同様に実施している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜AI-OCRにおける措置＞ 帳票の画像、及び認識データは5日間のみ保管する。その後、物理削除を行う。 ＜基幹系ファイルサーバにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データはネットワーク事業者からのアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②ネットワーク事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、ネットワーク事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③基幹系ファイルサーバについては、市役所庁舎内に存在する既存の環境からネットワーク事業者の用意するデータセンターへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

2. 本人確認情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	つくば市の住民	
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本人確認情報ファイルにおいて、市内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供するためがあるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月30日	
⑥事務担当部署	市民部市民窓口課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 () [☐] 行政機関・独立行政法人等 () [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [☐] 民間事業者 () [☐] その他 (市民窓口課)	

②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住基システム)
③入手の時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更または新規作成が発生した都度、入手する。
④入手に係る妥当性		法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。
⑤本人への明示		市町村CSが住民記録システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6ー7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録))に記載されている。
⑥使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本人確認情報ファイルにおいて、市内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
変更の妥当性		－
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民窓口課、谷田部窓口センター、桜窓口センター、大穂窓口センター、豊里窓口センター、筑波窓口センター、荃崎窓口センター、つくば駅前市民窓口センター
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(住民記録システム→市町村CS)、受領した情報を基に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された個人番号をキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合して確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS) ・4情報の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ→全国サーバ)
情報の突合 ※		・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードを基に突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードを基に突合する。
情報の統計分析 ※		個人に着目した分析・統計は実施せず、人口統計など、件数の集計を行うのみ。
権利利益に影響を与え得る決定 ※		該当なし。
⑨使用開始日		平成27年10月5日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託しない <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 件
委託事項1		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同様で、つくば市の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)。 ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。消除した住民票は消除日から150年間保存する必要があるため(住民基本台帳法施行令第34条)、対象に含まれる。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(年に1回程度)
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		セキュリティカードで入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管され、サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 4) 3年 7) 6年以上10年未満 10) 定められていない 2) 1年 5) 4年 8) 10年以上20年未満 3) 2年 6) 5年 9) 20年以上 [20年以上]
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管しなくてはならないため。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条(保存)に定める期間(150年間)保管しなくてはならないため。
③消去方法		本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	つくば市の住民
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 市町村は、番号法の規定による個人番号通知書及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任するため、処理に必要な情報を機構へ送付する必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [☐] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報:個人番号カードの券面記載事項として、番号法の規定による個人番号通知書及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令に規定された項目を記録する必要があるため。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、番号法の規定による個人番号通知書及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	市民部市民窓口課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (市民窓口課)	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住基システム)	
③入手の時期・頻度		新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	
④入手に係る妥当性		送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。	
⑤本人への明示		機構が個人番号カード作成のため送付先情報を入手することについて、個人番号通知書及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に記載されている。	
⑥使用目的 ※		個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
変更の妥当性		－	
⑦使用の主体		使用部署 ※	市民窓口課、谷田部窓口センター、桜窓口センター、大穂窓口センター、豊里窓口センター、筑波窓口センター、荃崎窓口センター、つくば駅前市民窓口センター
		使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書、交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を番号法の規定による個人番号通知書及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS→個人番号カード管理システム)。提供した情報を基に機構が個人番号通知書や個人番号カードを作成する。	
情報の突合 ※		入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」と情報の突合を行う。	
情報の統計分析 ※		個人に着目した分析・統計は実施せず、人口統計など、件数の集計を行うのみ。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		該当なし。	
⑨使用開始日		平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	☐ 委託しない ☐ 委託する ☐ 委託しない () 件
委託事項1	
①委託内容	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 委託する ☐ 委託しない () 件
対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	
その妥当性	
③委託先における取扱者数	☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑤委託先名の確認方法	
⑥委託先名	
再委託	☐ 再委託の有無 ※ ☐ 再委託する ☐ 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	番号法の規定による個人番号通知書及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令 第35条
②提供先における用途	市町村からの番号法の規定による個人番号通知書及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ。

④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2.③対象となる本人の範囲」と同様で、つくば市の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民を指す)。	
⑥提供方法		[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度		平成27年10月7日に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供した(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	
提供先2～5			
提供先6～10			
提供先11～15			
提供先16～20			
移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報			
④移転する情報の対象となる本人の数		[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲			
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度			
移転先2～5			
移転先6～10			
移転先11～15			
移転先16～20			
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		セキュリティカードで入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管され、サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	
②保管期間	期間	[1年未満]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。	

③消去方法	保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【1. 住民基本台帳ファイル】1. 処理番号、2. 世帯番号、3. 世帯区分、4. 住所コード、5. 番地カナ、6. 方書カナ、7. 住所カナ、8. 住所、9. 番地、10. 方書、11. 方書コード、12. 番地枝番数値、13. 郵便番号、14. 世帯主宛名番号、15. 世帯主氏名振り仮名、16. 世帯主氏名英漢区分、17. 世帯主氏名、18. 主な世帯サイン、19. 事実上の世帯主宛名番号、20. 事実上の世帯主氏名、21. 個人数、22. 施設サイン、23. 小学区コード、24. 中学区コード、25. 投票区コード、26. 行政区コード、27. 行政区加入サイン、28. 宛名番号、29. 住民区分、30. 世帯員番号、31. 順位、32. 氏名英漢区分、33. 氏名、34. 氏名振り仮名、35. 氏名振り仮名公証状況、36. 旧氏、37. 旧氏振り仮名、38. 旧氏振り仮名公証状況、39. 通称、40. 通称記載年月日、41. 通称記載市町村名、42. 通称削除年月日、43. 通称削除市町村名、44. カタカナ表記氏名、45. 検索用旧氏、46. 生年月日、47. 性別、48. 続柄、49. 住民となった事由、50. 住民となった日、51. 住民届出日、52. 国籍取得事由、53. 国籍取得日、54. 国籍取得届出日、55. 住み始めた事由、56. 住み始めた日、57. 住み始めた届出日、58. 住定事由、59. 住定日、60. 住定届出事由、61. 住定届出日、62. 本籍JISコード、63. 本籍、64. 筆頭者、65. 国籍・地域、66. 在留区分、67. 在留資格、68. 在留期間等、69. 在留期間満了日、70. 在留カード番号、71. 転入前住所JISコード、72. 転入前住所、73. 転入前住所郵便番号、74. 転入前住所主名、75. 転出予定住所JISコード、76. 転出予定住所、77. 転出予定住所郵便番号、78. 転出予定主名、79. 転出確定住所JISコード、80. 転出確定住所、81. 転出確定住所郵便番号、82. 転出確定主名、83. 転出予定日、84. 転出届出日、85. 転出確定日、86. 転入通知日、87. 統合記載欄B類型、88. 統合記載欄C類型、89. 消除日、90. 消除異動日、91. 消除異動日不詳表記、92. 消除事由、93. 改製記載日、94. 改製消除日、95. 異動履歴選択フラグ、96. 届出番号、97. 記載等の種別、98. 特例異動サイン、99. 軽微な修正サイン、100. 入管法届出日、101. 本人確認方法、102. 異動処理年月日、103. 異動入力場所、104. 異動入力端末、105. 異動年月日、106. 異動年月日不詳表記、107. 届出年月日、108. 異動事由、109. 異動区分、110. 除票フラグ、111. 除票用データベース登録日時、112. 成年被後見人該当有無、113. 成年被後見人の審判確定日、114. 成年被後見人の登記日、115. 成年被後見人である旨を知った日、116. 抑止事由、117. 抑止処理対象区分、118. 抑止レベル、119. 世帯抑止区分、120. 抑止開始日、121. 抑止終了日、122. 抑止一時解除開始日時、123. 抑止一時解除終了日時、124. 支援措置区分、125. 支援措置開始日、126. 支援措置終了日、127. 支援措置申出番号、128. 支援措置申出者、129. 住民票コード、130. 個人番号、131. カード運用状況、132. カード有効期限、133. カード回収日、134. 利用者証明用シリアル番号、135. 利用者証明用シリアル番号桁数、136. 署名用シリアル番号、137. カード送付先住所、138. カード送付先郵便番号、139. カード送付先氏名、140. カード交付場所住所、141. カード交付場所郵便番号、142. カード交付場所電話番号、143. カード交付場所名、144. カード送付場所住所、145. カード送付場所郵便番号、146. カード送付場所電話番号、147. カード送付場所名

【2. 本人確認情報ファイル】1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番

【3. 送付先情報ファイル】1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	住民異動届出書受付時に申請内容及び本人確認を徹底しており、届出内容を確認した事項を記録している。 アクセスできる端末に対し、個人IDと生体認証を行い、特定の職員のみ照合できる。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ＜スマート申請における措置＞ 強度な本人確認が必要な手続きについては、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付す設定ができ、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	住民異動届出書の様式は、住民基本台帳法に規定されている事項についてのみ記載する様式になっており、そこで得た情報のみを入力するシステムとなっている。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し、申請フォームを選択して必要情報を入力する場合は、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜スマート申請における措置＞ マイナンバーを提出する必要がある手続きについては、公開以前にマイナンバー入力項目を設定しないようにすることができるほか、なんの手続きに関する申請かを明示することで、申請者側が異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	システム入力後に住民異動届とシステムの入力内容を入力者以外の者が照合する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民異動届は統一様式とし、必要項目以外は記載できないようになっている。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ＜スマート申請における措置＞ 個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	届出者本人より個人番号カードもしくは本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ＜スマート申請における措置＞ マイナンバーを提出する必要がある手続きについては、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	提示を受けたものを住民基本台帳ネットワークを利用して整合し、真正性の確認を行う。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住民票に登録された特定個人情報、アクセス権限を設定し厳しい制限をかけ、ログ管理を実施。変更があった場合には、異動リスト等により確認ができる。 本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認を行い、必ず内容を確認する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 「自動入力機能」 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ＜スマート申請における措置＞ 存在しないマイナンバーを入力した場合はエラー表示がされるようになっている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	・住民異動届出書の取扱いについては漏えい・紛失を防止するため、受付から入力、内容確認、イメージ登録まではファイルまたは専用の箱に入れ、届出書綴に綴った後は鍵のかかる書庫に保管する等マニュアルでルールを定めて運用している。 ・特定個人情報ファイルは、外部と直接接続できないようにしてあり、IDカード、生体認証による入室許可、アクセス権限の設定等さまざまな観点からセキュリティ対策が施れている。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 ＜スマート申請における措置＞ 通信内容を暗号化することでデータの漏洩や改竄を防いでいる。通信方式としてはTLSを利用している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・外部機関からのネットワークを通じた入手(住民基本台帳ネットワークシステム及び在留カード等発行システムからの入手)については、専用線を利用し、インターネットに接続できないようにした上で、端末を限定し、特定の通信しかできないように制限している。 ・窓口を設置している端末にはのぞき見防止フィルターを使用し、のぞき見による情報漏えいを防止している。 ・提出された届出書は届出書の種別、日ごとに区分けし、施錠保管している。保管期間経過後は、外部の溶解処理場で総務課職員立ち合いの下廃棄処理をしている。 ・端末上のカメラを用いて覗き込みを検知する仕組みを実装することで、のぞき見による情報漏えいを防止している。 ・端末には仮想パソコンの画面のみを表示し直接データを取り扱わないことで紛失によるデータ漏洩を防止する。			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	宛名管理システム及び各業務システムにおける権限設定に「特定個人情報アクセス権限」を追加し、権限を持つ者のみが対象のシステムにおける特定個人情報にアクセスすることができる。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・担当業務ごとに必要なシステムを切り分け、必要最低限の権限を付与している。 ・庁内連携による他の業務システムとの連携については、法令等に基づくものに制限している。		
その他の措置の内容	・個人番号は暗号化して保存しており、画面に表示する際は、ログインしているユーザが「特定個人情報アクセス権限」を有していることを確認後、復号化して表示している。 ・検索、照会、登録等の特定個人情報へのアクセスについては、「いつ」、「誰が」、「何の目的で」行ったか記録している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・特定個人情報を扱う端末に、顔認証を導入し、生体情報は個人ごとのユーザIDに紐づけて管理する。 ・端末上のカメラを用いて覗き込みを検知する仕組みを実装することで、のぞき見による情報漏えいを防止している。		

アクセス権限の発効・失効の管理		☐ 行っている <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・業務システムの利用に当たっては、所属の長から情報主管課の長に申請があった職員にのみアクセス権限を付与している。臨時職員の場合は、雇用通知書の写しを確認し、雇用期間内で申請のあった期間に限りアクセスできるように権限を付与している。 ・権限を有している職員の異動・休職・退職等の情報を人事部門からの通知及び情報提供等により確認し、発生した場合には該当する職員のアクセス権限を即日失効する。 ・年度切り替え時には、全職員のアクセス権限を失効させた上で、再度、新しい所属の長から情報主管課の長に申請があった職員にのみアクセス権限を付与している。
アクセス権限の管理		☐ 行っている <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・端末の利用権限とは別に、アクセス権限には年度末を限度として、ユーザごとに利用期限を設けており、必要最低限の期間で権限を割り振っている。
特定個人情報の使用の記録		☐ 記録を残している <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	・端末における生体認証履歴を記録しており、操作者を特定している。 ・各業務システムにおける操作履歴及び証明書等発行履歴を記録している。
その他の措置の内容		○職員への周知 ・職員へのセキュリティ研修にて、以下の事項を周知・指導し、なりすまし等の不正な利用を抑止している。 -自身がログインした状態で他の職員に業務システムを利用させないこと。 ・他自治体で発生した個人情報の漏えいや紛失などのセキュリティ事故について、発生の都度、イントラネットシステムで職員に周知することで、つくば市での発生を抑止している。 ○生体情報の管理 ・生体情報は特定個人情報を取り扱うネットワークで管理・保有し、取扱いを情報主管課及びシステム運用委託業者のみに制限している。 ○窓口DXSaaSにおける措置 ・窓口DXSaaSに利用にあたっては、基幹業務システムの権限を持つ職員のみアクセス権限を付与する。認証については、基幹業務システムに準ずる。 ・アクセス権限の発行・失効の管理について、最低限必要な権限のみを発行し、業務上不要になった場合は、即日失効させる。 ・アクセス権限の管理について、定期的にユーザID一覧をシステムにより出力し、アクセス権限の管理票と突合を行い管理する。 ・特定個人情報の仕様の記録については、アクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者を特定できるようにする。また、定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。
リスクへの対策は十分か		☐ 特に力を入れている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容		・職員へのセキュリティ研修にて、以下の事項を周知・指導し、不正な利用を抑止している。 -業務システムの操作履歴を記録していること。 -不正使用は処罰・刑罰の対象になること。 -ネットワークやデータセンターを管理する事業者に対し、特定個人情報に触れないという点について、仕様書に記載する措置を講ずること。 ・他自治体で発生した個人情報の漏えいや紛失などのセキュリティ事故について、発生の都度、イントラネットシステムで職員に周知することで、つくば市での発生を抑止している。 ・窓口DXSaaSへアクセスできる端末は、当市の配布する端末であり、マイナンバー系にアクセス可能である端末に限定する。
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンターでの作業に限定している。 ・委託先には、目的外に使用すること及び本市が承認していないデータ等を複写し、または複製することを禁止すると契約事項で定めている。 ・業務システムを利用する端末では原則USBメモリ等の外部デバイスの利用を禁止している。やむを得ず外部デバイスを接続する必要がある場合は情報主管課管理の暗号化機能付きUSBメモリを利用することとし、当該USBメモリを利用する際は、専用のシステムから利用目的等を具体的に記入した上で申請を行い、申請部署の長及び情報主管課の長の2段階承認を得なければ利用できないこととしている。 ・個人情報の保護に関する法律等により正当な理由が無く第三者へ提供することが禁じられており、研修等により周知・指導することでリスクを制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<端末の持ち出しのリスクに対する措置> ・職員が使用する端末を原則として仮想化し、執務室に配置する物理的な端末では画面上の操作のみを行うことで、直接データを扱わないこととしている。 ・庁外で基幹系を使用する際は、SIMカードを搭載した専用機器を用意し、この貸出にあたっては所属長の承認を必要とする。また、指定時間でセッションアウトする仕組みとし、指定時間を超えて連続して接続できないような措置を講ずる。 ・端末上のカメラを用いて覗き込みを検知する仕組みを実装することで、のぞき見による情報漏えいを防止している。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	・委託業者がその日に行った作業について、都度、報告を求めている。 ・業務の進捗状況を把握するため、1か月に1度、会議を開催し、業務システム及び機器等の運用状況や課題などについて報告を求めている。 ・委託業者の作業場所について職員による実地調査を行い、サーバ室の入退室及び鍵管理や記憶媒体の管理など、セキュリティが確保されているか確認している。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・アクセス権限を付与する従業員を必要最低限に制限し、アクセス権者の報告を求めている。 ・委託業者が業務を行う際の特定個人情報のアクセス権限及びユーザ認証(生体認証)について、職員と同様のアクセス制限及びユーザ認証を実施しており、常にどの人物がアクセス権限を持っているか、情報主管課で確認できる体制となっている。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託先が特定個人情報にアクセスした場合においてもログを確認できるようになっている。 ・委託先での作業については、特定個人情報ファイルを使用した業務に係る従事者、保管場所等の取扱いの情報を台帳に記録することとしている。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への提供を認めていない。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先へ特定個人情報を提供する際には、安全措置を施したうえで提供している。 ・委託先におけるデータの持ち出しの際は、委託元が指定する場所以外への持ち出し禁止及び持ち出す際は電子データの暗号化処理等の措置を施すことを義務づけている。 ・上記は契約事項となるため、遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先は、特定個人情報記録された媒体等を委託元へ返還又は社会通念上確実な方法による廃棄若しくは消去を行うことを定めている。 ・上記は契約事項となるため、遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
	規定の内容	特定個人情報の取扱いに係る委託契約を行う場合、委託事業者との間で次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ・法令等の遵守 ・秘密保持義務の遵守 ・目的外使用・第三者への提供の禁止 ・安全な情報管理の整備、報告 ・つくば市の調査権の明記 ・情報の返還、廃棄、消去 ・情報の複製の禁止 ・委託作業場所の特定 ・委託先における特定個人情報の取扱者への監督・教育 ・事故の報告義務 ・再委託の制限	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
	具体的な方法	再委託先に、委託業者とつくば市との契約に基づく一切の義務を遵守させることとしている。	
その他の措置の内容		－	
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
－			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない			
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録		[記録を残している] ＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
	具体的な方法	・特定個人情報の提供・移転では、操作した動作記録（ユーザID、日時、該当者、動作目的など）を残している。 ・記録した情報は、原本と同じ期間管理・保管する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転を行う場合は、データ利用課の長がデータ主管課の長に対してその目的、法的根拠等を明示して申請を行い、データ主管課の長が必要かつ適当であると認めた場合に限り許可している。承認後、承認したことを通知する文書をデータ主管課の長から情報主管課の長に送付することとし、情報主管課においても承認内容を確認している。	
その他の措置の内容		○外部デバイスの制限 ・端末への外部媒体の接続はシステムで原則禁止しており、やむを得ない場合については情報主管課の長の許可を得た媒体のみ接続を許可している。また、媒体の接続履歴として、「誰が」「どのような」操作をしたかを記録している。	
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報を扱うネットワークはインターネットに接続可能なネットワークと物理的に分離している。 ・ネットワークを通じた外部機関への提供(住民基本台帳ネットワークシステム及び在留カード等発行システムへの提供)については、専用線を利用し、インターネットに接続できないようにした上で、端末を限定し、特定の通信しかできないように制限している。 ・庁内連携による業務システム間のデータ移転については、法令等に基づくものに制限をしており、操作履歴から「誰が」「どのような」操作をしたか特定することができるようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	本人又は同一世帯の者から個人番号を記載した住民票の写しの交付請求があった場合、請求理由及び提出先を必ず記載してもらい、請求理由及び提出先が番号法で認められた事務でない場合は交付しない。また、コンビニ交付の住民票の写しには個人番号を記載しないように設定している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜つくば市における措置＞(情報主管課及び委託業者において実施) ・つくば市と中間サーバー・プラットフォームは直接接続しておらず、データセンターに中間サーバーとの連携機能を持ったサーバーを設置し、そのサーバーを介して接続することで外部からの脅威を防いでいる。また、つくば市及びデータセンターの出口にはファイアウォールを設置した上で、【つくば市ーデータセンター間】、【データセンターー中間サーバー・プラットフォーム間】はVPN(※)によって接続している。 ・権限設定により、情報提供ネットワークシステムを通じた入手ができる者を制限している。また、端末は顔認証によって操作者を特定している。 (※)専用でない回線を暗号化等の技術を用いることにより、仮想の専用線として利用する技術 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜つくば市における措置＞ ・統合宛名システムで、自動応答不可フラグを設定した配慮が必要な特定個人情報の提供を行う際は、送信内容を改めて確認し、提供を行うこととしている。 ・統合宛名システムは情報の提供に関するアクセスログを採取しており、提供操作を後から追跡可能としている。 ・住民基本台帳事務で、アクセス制限において指定されたアクセスルートからの接続のみを許可している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<つくば市における措置> ・統合宛名システムで、自動応答不可フラグを設定した配慮が必要な特定個人情報の提供を行う際は、送信内容を改めて確認し、提供を行うこととしている。 ・統合宛名システムは情報の提供に関するアクセスログを採取しており、提供操作を後から追跡可能としている。 ・住民基本台帳事務で、依頼された項目のみを依頼元に提供するシステムで対応している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

具体的な対策の内容

○サーバ室入退室の管理(情報主管課による措置)
 ・サーバ室への入室の際は生体認証及びICカード認証を行っており、入室を情報主管課職員及び住基ネット業務担当並びに委託業者のみに制限している。
 ・他課職員及び業者については入退室管理表に日付、所属、氏名、目的、入室時間、退室時間を記入した上で、入室を許可している。

○端末の盗難による漏えい対策(情報主管課による措置)
 ・業務システム用端末は本体にデータを保存できないようにしており、端末の故障や盗難があった場合にデータが消失、漏えいしないようにしている。

○廃棄時の漏えい対策(情報主管課及び委託事業者による措置)
 ・ハードディスク等の記憶媒体の廃棄時は、磁気データ消去装置によるデータ消去を行った上で物理的に破壊している。
 ・また、委託事業者との覚書において、データ記録媒体を破棄する際は、つくば市の指示又は許可を受け実施するものとするともに、廃棄にあたっては第三者に利用されることのないよう厳重に注意することとしている。

○滅失・毀損リスク対策(情報主管課及び委託事業者による措置)
 ・毎日夜間に業務システムにおける全てのデータをバックアップしており、データの滅失・毀損を防止している。

○端末の仮想化
 ・業務システム用端末は原則として仮想化し画面のみを表示させることで、端末上で直接データを扱うことがない仕組みを構築しており、紛失時のデータ漏洩を防止する。
 ○端末がシステムにアクセスする際のネットワークについても、暗号化された閉域回線を用いるとともに、顔認証を含む複数のセキュリティ対策を講じる。また機器の紛失時は通信装置からのアクセスを無効化することで不正アクセスを防ぐ。
 ○端末の持ち出しにあたっては、選択可能な他の手段において著しくリスクが高いまたは著しく非効率的であるなどの理由でどうしても必要な場合に限るものとし、またその場合も所属長の許可を得て使用するものとする。また、その利用範囲については事前に認められた用途のみに限定する。

〈ガバメントクラウドにおける措置〉

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉

①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
 ・日本国内でデータを保管している。

〈AI-OCR〉

サービス事業者が設置するサーバに特定個人情報を含むデータを送信すると、データを他の目的に利用される可能性がある。特にAIについては、解析機能を強化するための教師データが必要になるため、本市の個人情報も使われる可能性があるというリスクがある。
 本システムのサーバ群のうち、特定個人情報を含むデータが格納されるのはDBサーバである。処理後もDBサーバで保存する目的は、ユーザが処理結果について確認し、誤りを修正するため、元データ及び解析データを並列して表示させる必要があるからである。
 DBサーバにおいては、ユーザが確認し、処理結果をダウンロードしてしまえばDBサーバ上に記録する必要はない。そのため、①職員の操作により削除できること、②手動で削除をしなくとも、職員が処理に必要な数日間保持されたのち自動的に削除される機能、③本市のデータを教師データとして用いないことの、3つの条件を満たすサービスを選定することで、目的外利用等のリスクを防ぐことができる。

〈基幹系ファイルサーバにおける措置〉

①ファイルサーバを設置するデータセンターについては、守秘義務契約を締結した事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

②データセンター施設については生体認証を含む多段階のセキュリティ対策を行い、不正な侵入や機器の持ち込み及び持ち出しを防いでいる。

③また保守運用者については、機器内のデータ等を取り扱わないものとし、特定個人情報を含む領域は、ネットワーク運用事業者が触れることができないようシステム上の制御を行う。

〈窓口DXSaaSにおける措置〉

・ガバメントクラウド上に構築することから、同基盤における他システムと同様の措置を実施する。
 ・窓口DXSaaS 利用端末については、セキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管などの物理的対策を講じている。

⑥技術的対策	十分にやっている ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	○廃棄時の漏えい対策 ・ハードディスク等の記憶媒体の廃棄時は、磁気データ消去装置によるデータ消去又は物理的に破壊している。 ・提出された住民異動届出書は施錠保管している。また、保存年限を経過した届出書は外部の溶解処理場で総務課職員立ち合いの下廃棄処理している。 ○滅失・毀損リスク対策 ・毎日夜間に業務システムにおける全てのデータをバックアップしており、データの滅失・毀損を防止している。 ○権限のない者の操作による漏えい対策 ・IDと静脈認証により操作者のアクセス制御を行っており、権限を持つ者以外による処理ができないようにしている。 ・ログインした職員、処理の時刻、処理の内容がシステムで記録されるため、不正な処理を抑制する仕組みになっている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。

		<基幹系ファイルサーバにおける措置> ①ファイルサーバを設置するデータセンターについては、守秘義務契約を締結した事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②データセンター施設については生体認証を含む多段階のセキュリティ対策を行い、不正な侵入や機器の持ち込み及び持ち出しを防いでいる。 ③また保守運用者については、機器内のデータ等を取り扱わないものとし、特定個人情報を含む領域は、ネットワーク運用事業者が触れることができないようシステム上の制御を行う。 <窓口DXSaaSにおける措置> ・ガバメントクラウド上に構築することから、同基盤における他システムと同様の措置を実施する。 ・窓口DXSaaS 利用端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェック等を行い、マルウェアや脅威の検出を行う。 ・窓口DXSaaS から外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界FW や連携サーバで外部接続先との通信を制限している。 ・地方公共団体が管理する業務データに、事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で保管している。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容		・住民基本台帳法に基づき、つくば市が住民について住民基本台帳と居住実態に相違があることを把握した場合は、住民票に関する届出の催告、職権による修正等を実施することで、正確な情報を保有するものとする。 ・全システム上保有する項目に変更処理をした場合、即時に変更後の情報に更新される。 <窓口DXSaaSにおける措置> ・窓口DXSaaS では、再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 ・連携基盤に一時的に保管した特定個人情報は、連携後、速やかに完全消去する。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めていない] <選択肢> 1) 定めている2) 定めていない	
手順の内容	・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第1項（保存）に定める期間（150年間）を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 <AI-OCR> 本システムのサーバ群のうち、APサーバ・文字認識サーバにはデータを残さない仕組みのため、特定個人情報を含むデータが格納されるのはDBサーバである。これは、ユーザが処理結果について確認をし、誤りを修正するための元データ又は解析データとして表示させる目的である。 このデータは5日間保持されたのち自動的に削除されるため、必要以上に保存されることはない。 <窓口DXSaaSにおける措置> ・ガバメントクラウド上に構築することから、同基盤における他システムと同様の措置を実施する。 ・窓口DXSaaS 及び連携基盤内の不要な特定個人情報の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、窓口において届出内容の確認や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・住民基本台帳ネットワークシステムの市町村コミュニケーションサーバ(以下市町村CSという)において既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する(平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等)。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組合せ、氏名と生年月日の組合せ)の指定を必須とする。
その他の措置の内容	住基ネットのユーザー管理、アクセス権限管理により利用者を特定している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・本人確認情報の入手元を住民記録システムに限定している。 ・入力時の二重チェックを行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カードもしくは本人確認書類を利用して本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カードもしくは本人確認書類を利用して本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(若しくは法令により定められた本人確認書類)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・アクセス権限を設定し厳しい制限をかけ、ログ管理を実施。変更があった場合には、異動リスト等により確認ができる。 ・住民記録システム入力時の二重チェックを行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限のない者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
その他の措置の内容	- 個人番号は暗号化して保存しており、画面に表示する際は、ログインしているユーザが「特定個人情報アクセス権限」を有していることを確認後、復号化して表示している。 - 検索、照会、登録等の特定個人情報へのアクセスについては、「いつ」、「誰が」、「何の目的で」行ったか記録している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	特定個人情報を扱う端末に、静脈による生体認証を導入している。生体情報は個人ごとのユーザIDに紐づけて管理しており、業務システムを起動するときに生体認証を行っている。また、生体情報の管理は所属の長から許可を受けた者のみ取り扱うことができる。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	- 管理者が一元的に行っている。 - 退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	- 操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 - 不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	- 本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 - 不正な操作が無いことについて操作履歴により適時確認する。 - 操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 - バックアップされた操作履歴について定められた期間、安全な場所に施錠保管する。 - 当該データに係る文書保存期間中はアクセスログを保管する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	- 毎日システムの操作履歴(操作ログ)を記録・確認しており、事務外での使用を抑制している。 - システム利用職員への研修会を行い、事務外利用の禁止等について指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置き、画面にはのぞき見防止のフィルタを貼る。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量データの出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	
特定個人情報の提供ルール	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	
特定個人情報の消去ルール	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）				[○] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法					
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続				[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

⑤物理的対策 具体的な対策の内容	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない ○サーバ室入退室の管理 ・サーバ室への入室の際は生体認証及びICカード認証を行っており、入室を情報主管課職員及び委託業者のみに制限している。 ・他課職員及び業者については入退室管理表に日付、所属、氏名、目的、入室時間、退室時間を記入した上で、入室を許可している。 ○廃棄時の漏えい対策 ・ハードディスク等の記憶媒体の廃棄時は、磁気データ消去装置によるデータ消去又は物理的に破壊している。 ○ガバメントクラウドにおける措置 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策 具体的な対策の内容	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない ○滅失・毀損リスク対策 ・毎日夜間に業務システムにおける全てのデータをバックアップしており、データの滅失・毀損を防止している。 ○権限のない者の操作による漏えい対策 ・IDと静脈認証により操作者のアクセス制御を行っており、権限を持つ者以外による処理ができないようにしている。 ・ログインした職員、処理の時刻、処理の内容がシステムで記録されるため、不正な処理を抑制する仕組みになっている。 ○ガバメントクラウドにおける措置 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容 再発防止策の内容	発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし — —

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	住民記録システムとの整合性チェックを定期的実施し、本人確認情報が最新であるか確認をしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 ・ガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	送付先情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、窓口において届出内容の確認や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・市町村コミュニケーションサーバ(以下市町村CSという)において既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する(平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等)。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組合せ)の指定を必須とする。
その他の措置の内容	住民記録システムのユーザー管理、アクセス権限管理により利用者を特定している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・本人確認情報の入手元を住民記録システムに限定している。 ・入力時の二重チェックを行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カードもしくは本人確認書類で利用して本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応付く個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住民記録システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。なお、送付先情報ファイルは、住民記録システムから入手後、送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限のない者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
その他の措置の内容	・個人番号は暗号化して保存しており、画面に表示する際は、ログインしているユーザが「特定個人情報アクセス権限」を有していることを確認後、復号化して表示している。 ・検索、照会、登録等の特定個人情報へのアクセスについては、「いつ」、「誰が」、「何の目的で」行ったか記録している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	特定個人情報を扱う端末に、静脈による生体認証を導入している。生体情報は個人ごとのユーザIDに紐づけて管理しており、業務システムを起動するときに生体認証を行っている。また、生体情報の管理は所属の長から許可を受けた者のみ取り扱うことができる。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・管理者が一元的に行っている。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について定められた期間、安全な場所に施錠保管する。 ・当該データに係る文書保存期間中はアクセスログを保管する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・毎日システムの操作履歴(操作ログ)を記録・確認しており、事務外での使用を抑制している。 ・システム利用職員への研修会を行い、事務外利用の禁止等について指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置き、画面にはのぞき見防止のフィルタを貼る。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量データの出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	
特定個人情報の提供ルール	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	
特定個人情報の消去ルール	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）				[○] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転の記録	[	]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない	
具体的な方法					
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続				[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	

⑤物理的対策	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	○サーバ室入退室の管理 ・サーバ室への入室の際は生体認証及びICカード認証を行っており、入室を情報主管課職員及び委託業者のみに制限している。 ・他課職員及び業者については入退室管理表に日付、所属、氏名、目的、入室時間、退室時間を記入した上で、入室を許可している。 ○廃棄時の漏えい対策 ・ハードディスク等の記憶媒体の廃棄時は、磁気データ消去装置によるデータ消去又は物理的に破壊している。 ○ガバメントクラウドにおける措置 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	○滅失・毀損リスク対策 ・毎日夜間に業務システムにおける全てのデータをバックアップしており、データの滅失・毀損を防止している。 ○権限のない者の操作による漏えい対策 ・IDと静脈認証により操作者のアクセス制御を行っており、権限を持つ者以外による処理ができないようにしている。 ・ログインした職員、処理の時刻、処理の内容がシステムで記録されるため、不正な処理を抑制する仕組みになっている。 ○ガバメントクラウドにおける措置 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	住民記録システムとの整合性チェックを定期的実施し、本人確認情報が最新であるか確認をしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めていない]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 ・ガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	年に1度、各課等において情報セキュリティに係る自己点検を実施し、状況により改善を図ることとしている。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	自己点検等の結果やヒヤリハット又は重大インシデント等の発生により、住基ネットセキュリティ会議等で以下の項目について審議し、監査することとしている。 ・セキュリティ対策の遵守状況の確認に関すること。 ・緊急時における連絡体制に関すること ・職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <αモデル以外を採用することに伴う外部監査> インターネットから画面転送により基幹系に接続できる環境になることに伴い、国の定める監査項目に準じ、3年ごとにセキュリティ外部監査を実施する。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	・つくば市情報セキュリティポリシーに基づき、毎年、新規採用職員に対し集合研修を実施している。また、職員に対して情報セキュリティ意識の啓発及び情報セキュリティ対策の必要性について周知している。	
3. その他のリスク対策		
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	つくば市市民部市民窓口課 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 029-883-1111
②請求方法	【開示請求】 個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、保有個人情報開示請求書に必要事項を記入し、市民部市民窓口課に書面で直接又は郵送で請求する。 【訂正請求】 個人情報の保護に関する法律第91条に基づき、保有個人情報訂正請求書に必要事項を記入し、市民部市民窓口課に書面で直接又は郵送で請求する。 【利用停止請求】 個人情報の保護に関する法律第99条に基づき、保有個人情報利用停止請求書に必要事項を記入し、市民部市民窓口課に書面で直接又は郵送で請求する。 【請求様式】 総務部総務課に備えてある所定の用紙又は、つくば市ホームページからダウンロードする。 (本人が請求する場合) 本人であることを証明するための書類(個人番号カード、運転免許証等)の確認が必要となる。 (法定代理人が請求する場合) 法定代理人であることを証明するための書類(個人番号カード、運転免許証、戸籍謄本、登記事項証明書等)の確認が必要となる。 (任意代理人が請求する場合) 任意代理人であることを証明するための書類(個人番号カード、運転免許証、委任状及び印鑑登録証明書等)の確認が必要となる。 (費用負担) つくば市個人情報の保護に関する法律施行細則第9条に基づき、写しの作成に要した費用と、郵送で請求する場合は送付に要する費用とし前納とする。 ※詳細はつくば市のホームページを参照
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	個人情報の保護に関する法律第75条に基づき、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	つくば市市民部市民窓口課 つくば市総務部総務課 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 029-883-1111
②対応方法	問合せがあった場合、指定様式(問合せ記録表)に問合せがあった日付、問合せ内容及び回答内容について総務課へ報告することとしている。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	特定個人情報保護評価書の意見聴取を広報紙、市ホームページ等により住民等に行った。
②実施日・期間	令和6年11月25日～ 令和6年12月25日
③期間を短縮する特段の理由	特になし
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	特になし
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年1月24日、2月26日
②方法	つくば市情報公開・個人情報保護審査会にて、個人情報の保護に関する学識経験のある外部有識者による第三者点検を実施
③結果	答申に基づき、概要資料の修正を行った。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月29日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事前	
令和6年1月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	市民窓口課、谷田部窓口センター、桜窓口センター、大穂窓口センター、豊里窓口センター、筑波窓口センター、荃崎窓口センター	市民窓口課、谷田部窓口センター、桜窓口センター、大穂窓口センター、豊里窓口センター、筑波窓口センター、荃崎窓口センター、つくば駅前市民窓口センター	事前	
令和6年1月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	市民窓口課、谷田部窓口センター、桜窓口センター、大穂窓口センター、豊里窓口センター、筑波窓口センター、荃崎窓口センター	市民窓口課、谷田部窓口センター、桜窓口センター、大穂窓口センター、豊里窓口センター、筑波窓口センター、荃崎窓口センター、つくば駅前市民窓口センター	事前	
令和6年1月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	市民窓口課、谷田部窓口センター、桜窓口センター、大穂窓口センター、豊里窓口センター、筑波窓口センター、荃崎窓口センター	市民窓口課、谷田部窓口センター、桜窓口センター、大穂窓口センター、豊里窓口センター、筑波窓口センター、荃崎窓口センター、つくば駅前市民窓口センター	事前	
令和6年1月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入居障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
令和6年1月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二(第21項) ②提供先における用途 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 つくば市の住民 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたらその都度	削除	事前	
令和6年1月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙1含む)	提供先13～50	提供先12削除により 提供先12～49	事前	
令和6年1月29日	別紙1 II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先35 ②提供先における用途	雇用保険法による未支給の失業給付又は介護休業給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
令和6年1月29日	別紙1 II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転	追記	提供先50 厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二(第107項) ②提供先における用途 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたらその都度	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月29日	別紙1 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先56 ②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
令和6年1月29日	別紙1 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先57	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働大臣	事前	
令和6年1月29日	別紙1 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先57 ②提供先における用途	平成25年法律第63号附則第5条第1項に規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年法律第63号第1条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
令和6年1月29日	別紙2 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先7	営繕・住宅課	住宅政策課	事前	
令和6年1月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(本人確認情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カードもしくは身分証明書を利用して本人確認を行う。	個人番号カードもしくは本人確認書類を利用して本人確認を行う。	事前	
令和6年1月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(送付先情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カードもしくは身分証明書を利用して本人確認を行う。	個人番号カードもしくは本人確認書類を利用して本人確認を行う。	事前	
令和7年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6: 宛名管理システム ②システムの機能	《略》	以下を追記 6. 住登外宛名番号管理機能 住登外者を地方公共団体内で一意に特定する住登外者宛名番号を付番・管理するための機能。	事前	
令和7年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10: クラウド型バックアップセンター	なし	①システムの名称 クラウド型バックアップセンター ②システムの機能 地方公共団体情報システム機構が提供するクラウドサービス(LGWAN-ASP)。主な機能は次のとおり。 1. 住民情報バックアップ機能 ・地方公共団体が保有する住民情報(住民基本台帳に関する情報等)を特定のデータレイアウトでバックアップ(保管)する機能	事前	
令和7年3月24日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、135、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二(第1項) ②提供先における用途	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第1項) ②提供先における用途 健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険業医師の登録に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二(第2項) ②提供先における用途 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第2項) ②提供先における用途 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第3項） ②提供先における用途 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第3項） ②提供先における用途 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第4項） ②提供先における用途 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第5項） ②提供先における用途 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先5	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第6項） ②提供先における用途 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規程によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規程による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第7項） ②提供先における用途 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号。以下この条及び第9条において「平成19年法律第30号」という。）附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先6	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第8項） ②提供先における用途 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入居障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第11項） ②提供先における用途 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先7	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第9項） ②提供先における用途 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第13項） ②提供先における用途 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先8	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第11項） ②提供先における用途 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第15項） ②提供先における用途 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先9	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第16項） ②提供先における用途 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第20項） ②提供先における用途 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先10	①法令上の根拠番号法第19条第8号 別表第二（第18項） ②提供先における用途 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第28項） ②提供先における用途 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先11	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第20項） ②提供先における用途 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第37項） ②提供先における用途 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先12	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第23項） ②提供先における用途 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第39項） ②提供先における用途 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先13	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第27項） ②提供先における用途 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第48項） ②提供先における用途 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先14	社会福祉協議会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第30項） ②提供先における用途 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は他の市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第53項） ②提供先における用途 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先15	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は他の市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第31項） ②提供先における用途 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	日本私立学校振興・共済事業団 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第57項） ②提供先における用途 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先16	日本私立学校振興・共済事業団 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第34項） ②提供先における用途 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は共済組合等 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第58項） ②提供先における用途 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先17	厚生労働大臣又は共済組合等 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第35項） ②提供先における用途 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	文部科学大臣又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第59項） ②提供先における用途 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先18	文部科学大臣又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第37項） ②提供先における用途 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第63項） ②提供先における用途 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先19	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第38項） ②提供先における用途 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第65項） ②提供先における用途 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先20	国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第39項） ②提供先における用途 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合連合会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第66項） ②提供先における用途 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先21	国家公務員共済組合連合会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第40項） ②提供先における用途 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	他の市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第69項） ②提供先における用途 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先22	他の市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第42項） ②提供先における用途 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第73項） ②提供先における用途 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先23	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第48項） ②提供先における用途 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	他の市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第75項） ②提供先における用途 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先24	他の市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第53項） ②提供先における用途 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は他の市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第76項） ②提供先における用途 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先25	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は他の市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第54項） ②提供先における用途 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第81項） ②提供先における用途 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先26	都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第57項） ②提供先における用途 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第83項） ②提供先における用途 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先27	地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第58項） ②提供先における用途 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第84項） ②提供先における用途 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先28	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第59項） ②提供先における用途 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	他の市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第86項） ②提供先における用途 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先29	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第61項） ②提供先における用途 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第87項） ②提供先における用途 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先30	他の市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第62項） ②提供先における用途 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第91項） ②提供先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先31	厚生労働大臣又は都道府県知事番号法 ①法令上の根拠 第19条第8号 別表第二（第66項） ②提供先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第92項） ②提供先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先32	都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第67項） ②提供先における用途 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	他の市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第96項） ②提供先における用途 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先33	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第70項） ②提供先における用途 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第106項） ②提供先における用途 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先34	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第74項） ②提供先における用途 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第108項） ②提供先における用途 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先35	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第77項） ②提供先における用途 雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第110項） ②提供先における用途 雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先36	後期高齢者医療広域連合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第80項） ②提供先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第112項） ②提供先における用途 雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先37	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第84項） ②提供先における用途 昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	後期高齢者医療広域連合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第115項） ②提供先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先38	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第85の2項） ②提供先における用途 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第118項） ②提供先における用途 昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先39	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第89項） ②提供先における用途 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第124項） ②提供先における用途 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先40	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第91項） ②提供先における用途 平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第129項） ②提供先における用途 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先41	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第92項） ②提供先における用途 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第130項） ②提供先における用途 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先42	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第94項） ②提供先における用途 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第132項） ②提供先における用途 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先43	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第96項） ②提供先における用途 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第136項） ②提供先における用途 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先44	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第97項） ②提供先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第137項） ②提供先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先45	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第101項） ②提供先における用途 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第138項） ②提供先における用途 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先46	農林漁業団体職員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第102項） ②提供先における用途 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第141項） ②提供先における用途 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先47	独立行政法人農業者年金基金 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第103項） ②提供先における用途 基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第142項） ②提供先における用途 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先48	独立行政法人医薬品医療機器総合機構 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第105項） ②提供先における用途 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は他の市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第144項） ②提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先49	独立行政法人日本学生支援機構 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第106項） ②提供先における用途 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第149項） ②提供先における用途 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先50	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第107項） ②提供先における用途 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第150項） ②提供先における用途 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先51	都道府県知事又は他の市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第108項） ②提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第151項） ②提供先における用途 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先52	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第111項） ②提供先における用途 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第152項） ② 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先53	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第112項） ②提供先における用途 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	他の市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第155項） ②提供先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先54	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第113項） ②提供先における用途 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第156項） ②提供先における用途 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先55	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第114項） ②提供先における用途 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第158項） ②提供先における用途 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先56	他の市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第116項） ②提供先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第160項） ②提供先における用途 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先57	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第117項） ②提供先における用途 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第163項） ②提供先における用途 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先58	①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二（第120項） ②提供先における用途 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第164項） ②提供先における用途 「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先59		都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第165項） ②提供先における用途 「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたらその都度	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先60		都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第166項） ②提供先における用途 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたらその都度	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8項、番号法別表第1主務省令第8条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号、児童福祉法施行規則第18条の6	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第9の項、児童福祉法施行規則第18条の6	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10項、番号法別表第1主務省令第10条第1、2、3、4、5、6号、予防接種法	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第14の項、予防接種法	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11項、番号法別表第1主務省令第11条第1、2、3、4、5号、身体障害者福祉法第15条	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第20の項、身体障害者福祉法第15条	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の12項、番号法別表第1主務省令第12条第1、2号、身体障害者福祉法第18条	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第21の項、身体障害者福祉法第18条	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15項、番号法別表第1主務省令第15条第1、2、3、4、5、6、7、8号、生活保護法第29条	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第23の項、生活保護法第29条	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16項、番号法別表第1主務省令第16条、地方税法	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第24の項、地方税法	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19項、番号法別表第1主務省令第18条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12号、公営住宅法、公営住宅法施行令、つくば市市営住宅条例、つくば市市営住宅条例施行規則	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第27の項、公営住宅法、公営住宅法施行令、つくば市市営住宅条例、つくば市市営住宅条例施行規則	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30項、番号法別表第1主務省令第24条第1、2、3、4、5、6、7、8号、国民健康保険法、つくば市国民健康保険税条例	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第44の項、国民健康保険法、つくば市国民健康保険税条例	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先9 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31項、番号法別表第1主務省令第24条の2第1、2、3、4、5、6号、国民年金法施行令第1条の2	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第46の項、国民年金法施行令第1条の2	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先10 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の34項、番号法別表第1主務省令第25条第1、2、3号、知的障害者福祉法第16条	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第50の項、知的障害者福祉法第16条	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先11 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の37項、番号法別表第1主務省令第29条第1、2、3、4、5、6、7、8号、児童扶養手当法施行規則第1条、2条、4条、6条	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第56の項、児童扶養手当法施行規則第1条、2条、4条、6条	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先12 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の40項、番号法別表第1主務省令第31条、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第60の項、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先13 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の41項、番号法別表第1主務省令第32条第1、2、3号、老人福祉法、つくば市老人福祉法施行細則	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第61の項、老人福祉法、つくば市老人福祉法施行細則	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先14 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の42項、番号法別表第1主務省令第33条第1、2号、戦傷病者特別援護法、戦傷病者特別援護法施行令、戦傷病者特別援護法施行規則	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第62の項、戦傷病者特別援護法、戦傷病者特別援護法施行令、戦傷病者特別援護法施行規則	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先15 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の47項、番号法別表第1主務省令第38条第1、2、3、4、5号、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第2条、15条	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第67の項、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第2条、15条	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先16 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の48項、番号法別表第1主務省令第39条、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第68の項、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先17 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49項、番号法別表第1主務省令第40条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、母子保健法	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第70の項、母子保健法	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先18 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の50項、番号法別表第1主務省令第41条、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦傷病者等の妻に対する特別給付法施行規則	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第71の項、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦傷病者等の妻に対する特別給付法施行規則	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先19 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56項、番号法別表第1主務省令第44条第1、2、3、4、5、6号、児童手当法施行規則第1条の4、6条、11条	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第81の項、児童手当法施行規則第1条の4、6条、11条	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先20 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59項、番号法別表第1主務省令第46条第1、2、3、4、5、6、7、8号、高齢者の医療の確保に関する法律	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第85の項、高齢者の医療の確保に関する法律	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先21 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の63項、番号法別表第1主務省令第48条第1、2、3、4、5、6、7号、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第95の項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先22 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68項、番号法別表第1主務省令第50条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14号、介護保険法、介護保険法施行法、介護保険法施行令	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第100の項、介護保険法、介護保険法施行法、介護保険法施行令	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先23 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の69項、番号法別表第1主務省令第51条、被災者生活再建支援法	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第104の項、被災者生活再建支援法	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先24 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76項、番号法別表第1主務省令第54条、健康増進法	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第111の項、健康増進法	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先25 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の77項、番号法別表第1主務省令第55条第1、2、3、4、5、6号、独立行政法人農業者年金基金法、独立行政法人農業者年金基金法施行令	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第112の項、独立行政法人農業者年金基金法、独立行政法人農業者年金基金法施行令	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先26 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84項、番号法別表第1主務省令第60条第1、2、3、4、5、6、7、8号、障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、つくば市障害者日常生活用具給付事業実施要綱、つくば市障害者移動支援サービス利用費助成金支給要綱、つくば市障害者日中一時預かりサービス利用費助成金支給要綱、つくば市重度身体障害者訪問入浴サービス利用費助成金支給要綱	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第117の項、障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、つくば市障害者日常生活用具給付事業実施要綱、つくば市障害者移動支援サービス利用費助成金支給要綱、つくば市障害者日中一時預かりサービス利用費助成金支給要綱、つくば市重度身体障害者訪問入浴サービス利用費助成金支給要綱	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先27 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94項、番号法別表第1主務省令第68条第1、2、3、4、5、6、7号、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則、つくば市立保育所条例、つくば市保育所条例施行規則	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、番号法第9条第1項 別表第127の項、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則、つくば市立保育所条例、つくば市保育所条例施行規則	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先28 ①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、つくば市医療福祉費支給条例、つくば市医療福祉費支給条例施行規則	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条及び第5条（別表第二第17の項）、つくば市医療福祉費支給条例、つくば市医療福祉費支給条例施行規則	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	《略》	以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	《略》	以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（2. 本人確認情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先6～20	記入あり	提供していなかったため削除。	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（2. 本人確認情報ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	《略》	以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（2. 本人確認情報ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	《略》	以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（3. 送付先情報ファイル） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先6～20	記入あり	提供していなかったため削除。	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（3. 送付先情報ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	《略》	以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜クラウド型バックアップセンターにおける措置＞ クラウド型バックアップセンターは、地方公共団体情報システム機構が選定したクラウドサービス上に構築する。クラウドサービスは、ISO/IEC27017:2015によるクラウドサービス分野におけるISMS（情報セキュリティ管理システム）認証の国際規格の外部認証を取得したサービスを選定している。クラウドサービスと接続するネットワークにIP-VPN網（通信事業者の閉域網内のVPNサービス）の利用に加え、通信の暗号化及びクラウドサービス上に保存する際に暗号化を実施。	事前	
令和7年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（3. 送付先情報ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	《略》	以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	
令和7年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	《略》	以下を追記 ○ガバメントクラウドにおける措置 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1:特定個人情報の漏 えい・減失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対 策の内容	《略》	以下を追記 ○ガバメントクラウドにおける措置 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータに アクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団 体情報システムのガバメントクラウドの利用に 関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタ ル庁。以下「利用基準」という。))に規定する 「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウ ド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバ メントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同 じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージ ドサービスにより、ネットワークアクティビティ、 データアクセスパターン、アカウント動作等に ついて継続的にモニタリングを行うとともに、ロ グ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対 するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos 対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対 し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファ イルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメン トクラウド運用管理補助者は、導入しているOS 及びミドルウェアについて、必要に応じてセ キュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有す るシステムを構築する環境は、インターネットと は切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド 運用管理補助者の運用保守地点からガバメン トクラウドへの接続については、閉域ネットワ ークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国 及びクラウド事業者がアクセスできないよう制 御を講じる。	事前	
令和7年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3:特定個人情報が消 去されずいつまでも存在する リスク 消去手順 手順の内容	《略》	以下を追記 ・ガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなされないよう、クラウド事業 者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に 準拠したプロセスにしたがって確実にデータを 消去する。	事前	
令和7年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1:特定個人情報の漏 えい・減失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対 策の内容	《略》	以下を追記 ○ガバメントクラウドにおける措置 ①ガバメントクラウドについては政府情報シス テムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登 録されたクラウドサービスから調達することと しており、システムのサーバー等は、クラウド事 業者が保有・管理する環境に構築し、その環 境には認可された者だけがアクセスできるよう 適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関して は、外部に持出できないこととしている。	事前	
令和7年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1:特定個人情報の漏 えい・減失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対 策の内容	《略》	以下を追記 ○ガバメントクラウドにおける措置 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータに アクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団 体情報システムのガバメントクラウドの利用に 関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタ ル庁。以下「利用基準」という。))に規定する 「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウ ド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバ メントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同 じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージ ドサービスにより、ネットワークアクティビティ、 データアクセスパターン、アカウント動作等に ついて継続的にモニタリングを行うとともに、ロ グ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対 するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos 対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対 し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファ イルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメン トクラウド運用管理補助者は、導入しているOS 及びミドルウェアについて、必要に応じてセ キュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有す るシステムを構築する環境は、インターネットと は切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド 運用管理補助者の運用保守地点からガバメン トクラウドへの接続については、閉域ネットワ ークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国 及びクラウド事業者がアクセスできないよう制 御を講じる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	《略》	以下を追記 ・ガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
令和7年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	《略》	以下を追記 ○ガバメントクラウドにおける措置 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	
令和7年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	《略》	以下を追記 ○ガバメントクラウドにおける措置 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和7年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	《略》	以下を追記 ・ガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
令和7年3月24日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	《略》	以下を追記 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和7年3月24日	V 開示請求・問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	【開示請求】 つくば市個人情報保護条例第15条 【訂正請求】 つくば市個人情報保護条例第29条 【利用停止請求】 つくば市個人情報保護条例第37条（費用負担） つくば市個人情報保護条例第27条	【開示請求】 個人情報の保護に関する法律第77条 【訂正請求】 個人情報の保護に関する法律第91条 【利用停止請求】 個人情報の保護に関する法律第99条（費用負担） つくば市個人情報の保護に関する法律施行細則第9条	事後	
令和7年3月24日	V 開示請求・問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ⑥個人情報ファイル簿への不記載等	つくば市個人情報保護条例第13条に基づき、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。	個人情報の保護に関する法律第75条に基づき、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。	事前	
令和7年3月24日	(別添2)ファイル記録項目		最新の項目に修正	事後	
令和7年3月24日	VI評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2024/1/29	2024/11/18	事後	
令和7年3月24日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の徴収	①方法 特定個人情報保護評価書の意見聴取をホームページにより住民等に行った。 ②実施日・期間 令和4年11月16日～令和4年11月30日 ③期間を短縮する特段の理由 30日以上の意見聴取期間を設定すると事務の実施が困難となり、住民の権利利益に重大な影響を与える可能性があるため。 ④主な意見の内容 意見なし ⑤評価書への反映 なし	①方法 特定個人情報保護評価書の意見聴取を広報紙、市ホームページ等により住民等に行った。 ②実施日・期間 令和6年11月25日～令和6年12月25日 ③期間を短縮する特段の理由 特になし ④主な意見の内容 意見なし ⑤評価書への反映 特になし	事後	
令和7年3月24日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2024/11/18	2025/3/19	事後	
令和7年3月24日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	2022/12/14	令和7年1月24日、2月26日	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1. 住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用		以下を追記 ①入手元:「評価実施機関内の他部署」に「○」を記し、「()」に「受付担当部署として市民窓口課」 ②入手方法: 「その他」に「窓口DXSaaS」 ⑤本人への明示: 基幹システムから連携された住民のデータを参照し、手続きガイダンスを行う際、受付部署の事務のみではなく、正確な案内を行うため、他部署の業務についても資格保有の有無等を確認するため住民のデータを参照する。その際は、窓口における掲示や口頭により本人に明示する。また、窓口DXSaaSを通じて作成した申請データについて、業務所管部署以外で作成・受付された場合は、受付部署及び業務所管部署にデータが共有されるため、その旨も口頭により本人に明示する。 ⑧使用方法、情報の突合: ・窓口DXSaaSを通じて受け取った申請データの受理及び審査を行う。 ・申請者を確認するために基幹システムを通じて取り込んだ情報と突合する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託項目5		以下を追記 委託項目5: 窓口DXSaaSの運用・保守業務 ①委託内容: 窓口DXSaaSの運用・保守業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲: 特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数: 10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲: つくば市の住民、つくば市に転入予定の者 その他妥当性: システムの運用・保守にあたり、プライバシーマーク制度の付与認定を受けている事業者に委託することで、安定性の高い運用を実現することができる。 ③委託先における取扱者数: 10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法: 「その他」に「○」を記し、「○」に「ガバメントクラウド上に構築された茨城計算センター株式会社による基幹システム内の連携基盤を用いて、国の定める機能別連携仕様の形式で提供する。」 ⑤委託先名の確認方法: 本市情報公開条例に基づき事務委託の有無について回答 ⑥委託先名: 北見コンピュータビジネス株式会社 ⑦再委託の有無: 再委託する ⑧再委託の許諾方法: 書面による承諾 ⑨再委託事項: RPAのシナリオ作成及び保守	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		以下を追記 ＜AI-OCRにおける措置＞ AI-OCRのサーバ、データベースはデータセンター内のサーバで保管され、入館はICカード及び生体認証で管理され、入館者は取扱者の中でも最小限にし、必ずプロジェクトリーダーと責任者の承認を得てから入館することとしている。 また、サーバーを格納するラックは施錠し、鍵は限定されたメンバのみ利用するようにしている。作業状況は監視カメラで記録している。 ＜基幹系ファイルサーバにおける措置＞ ①ファイルサーバを設置するデータセンターについては、守秘義務契約を締結した事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②データセンター施設については生体認証を含む多段階のセキュリティ対策を行い、不正な侵入や機器の持ち込み及び持ち出しを防いでいる。 ③また保守運用者については、機器内のデータ等を取り扱わないものとし、特定個人情報を含む領域は、ネットワーク運用事業者が触れることができないようシステム上の制御を行う。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1.住民基本台帳ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去 ①削除方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体の操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、磁気データ消去装置により情報を破壊したのち物理的破壊して完全に消去している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体の操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（1. 住民基本台帳ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去 ①削除方法		以下を追記 ＜AI-OCRIにおける措置＞ 帳票の画像、及び認識データは5日間のみ保管する。その後、物理削除を行う。 ＜基幹系ファイルサーバにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データはネットワーク事業者からのアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②ネットワーク事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、ネットワーク事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③基幹系ファイルサーバについては、市役所庁舎内に存在する既存の環境からネットワーク事業者の用意するデータセンターへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（1. 住民基本台帳ファイル） 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り込み・紛失するリスク 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		以下を追記 ・端末上のカメラを用いて覗き込みを検知する仕組みを実装することで、のぞき見による情報漏えいを防止している。 ・端末には仮想パソコンの画面のみを表示し直接データを取り扱わないことで紛失によるデータ漏洩を防止する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（1. 住民基本台帳ファイル） 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	特定個人情報を扱う端末に、静脈による生体認証を導入している。生体情報は個人ごとのユーザIDに紐づけて管理しており、その上で、「端末を起動するとき」及び「業務システムを起動するとき」に生体認証を行っている。また、端末は5分間操作を行わないと画面ロックがかかるように設定しており、解除にも生体認証を行うことでなりすましを防止している。	・特定個人情報を扱う端末に、顔認証を導入し、生体情報は個人ごとのユーザIDに紐づけて管理する。 ・端末上のカメラを用いて覗き込みを検知する仕組みを実装することで、のぞき見による情報漏えいを防止している。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（1. 住民基本台帳ファイル） 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	○生体情報の管理 ・生体情報は特定個人情報を取り扱うネットワークと同じネットワークで管理し、取扱いを情報主管課及びシステム運用委託業者のみに制限している。	○生体情報の管理 ・生体情報は特定個人情報を取り扱うネットワークで管理・保有し、取扱いを情報主管課及びシステム運用委託業者のみに制限している。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（1. 住民基本台帳ファイル） 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容		以下を追記 ○窓口DXSaaSにおける措置 ・窓口DXSaaSに利用にあたっては、基幹業務システムの権限を持つ職員のみアクセス権限を付与する。認証については、基幹業務システムに準ずる。 ・アクセス権限の発行・失効の管理について、最低限必要な権限のみを発行し、業務上不要になった場合は、即日失効させる。 ・アクセス権限の管理について、定期的にユーザID一覧をシステムにより出力し、アクセス権限の管理票と突合を行い管理する。 ・特定個人情報の仕様の記録については、アクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者を特定できるようにする。また、定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（1. 住民基本台帳ファイル） 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容		不正な利用を抑止するための項目に以下を追記 ・ネットワークやデータセンターを管理する事業者に対し、特定個人情報に触れないという点について、仕様書に記載する措置を講ずること。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（1. 住民基本台帳ファイル） 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容		以下を追記 ・窓口DXSaaSへアクセスできる端末は、当市の配布する端末であり、マイナンバー系にアクセス可能である端末に限定する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1.住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		以下を追記 ＜端末の持ち出しのリスクに対する措置＞ ・職員が使用する端末を原則として仮想化し、執務室に配置する物理的な端末では画面上の操作のみを行うことで、直接データを扱わないこととしている。 ・庁外で基幹系を使用する際は、SIMカードを搭載した専用機器を用意し、この貸出にあたっては所属長の承認を必要とする。また、指定時間でセッションアウトする仕組みとし、指定時間を超えて連続して接続できないような措置を講ずる。 ・端末上のカメラを用いて覗き込みを検知する仕組みを実装することで、のぞき見による情報漏えいを防止している。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1.住民基本台帳ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜つくば市における措置＞(情報主管課及び委託業者において実施) ・権限設定により、情報提供ネットワークシステムを通じた入手ができる者を制限している。また、端末は静脈による生体認証によって操作者を特定している。	＜つくば市における措置＞(情報主管課及び委託業者において実施) ・権限設定により、情報提供ネットワークシステムを通じた入手ができる者を制限している。また、端末は顔認証によって操作者を特定している。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1.住民基本台帳ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6:不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1.住民基本台帳ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		以下を追記 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1.住民基本台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	○サーバー入室入退室の管理 ・サーバー室への入室の際は生体認証及びICカード認証を行っており、入室を情報主管課職員及び委託業者のみに制限している。 ・他課職員及び業者については入退室管理表に日付、所属、氏名、目的、入室時間、退室時間を記入した上で、入室を許可している。 ○端末の盗難による漏えい対策 ・業務システム用端末は本体にデータを保存できないようにしており、端末の故障や盗難があった場合にデータが消失、漏えいしないようにしている。	○サーバー入室入退室の管理(情報主管課による措置) ・サーバー室への入室の際は生体認証及びICカード認証を行っており、入室を情報主管課職員及び住基ネット業務担当並びに委託業者のみに制限している。 ・他課職員及び業者については入退室管理表に日付、所属、氏名、目的、入室時間、退室時間を記入した上で、入室を許可している。 ○端末の盗難による漏えい対策(情報主管課による措置) ・業務システム用端末は本体にデータを保存できないようにしており、端末の故障や盗難があった場合にデータが消失、漏えいしないようにしている。 ○廃棄時の漏えい対策(情報主管課及び委託事業者による措置) ・ハードディスク等の記憶媒体の廃棄時は、磁気データ消去装置によるデータ消去を行った上で物理的に破壊している。 ・また、委託事業者との覚書において、データ記録媒体を破壊する際は、つくば市の指示又は許可を受け実施するものとともに、廃棄にあたっては第三者に利用されることのないよう厳重に注意することとしている。 ○滅失・毀損リスク対策(情報主管課及び委託事業者による措置) ・毎日夜間に業務システムにおける全てのデータをバックアップしており、データの滅失・毀損を防止している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			○端末の仮想化 ・業務システム用端末は原則として仮想化し画面のみを表示させることで、端末上で直接データを扱うことがない仕組みを構築しており、紛失時のデータ漏洩を防止する。 ○端末がシステムにアクセスする際のネットワークについても、暗号化された閉域回線を用いるとともに、顔認証を含む複数のセキュリティ対策を講じる。また機器の紛失時は通信装置からのアクセスを無効化することで不正アクセスを防ぐ。 ○端末の持ち出しにあたっては、選択可能な他の手段において著しくリスクが高いまたは著しく非効率的であるなどの理由でどうしても必要な場合に限るものとし、またその場合も所属長の許可を得て使用するものとする。また、その利用範囲については事前に認められた用途のみに限定する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 住民基本台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	○ガバメントクラウドにおける措置	〈ガバメントクラウドにおける措置〉	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 住民基本台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策		以下を追記 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 〈AI-OCR〉 サービス事業者が設置するサーバに特定個人情報を含むデータを送信すると、データを他の目的に利用される可能性がある。特にAIについては、解析機能を強化するための教師データが必要になるため、本市の個人情報も使われる可能性があるというリスクがある。 本システムのサーバ群のうち、特定個人情報を含むデータが格納されるのはDBサーバである。処理後もDBサーバで保存する目的は、ユーザが処理結果について確認し、誤りを修正するため、元データ及び解析データを並列して表示させる必要があるからである。 DBサーバにおいては、ユーザが確認し、処理結果をダウンロードしてしまえばDBサーバ上に記録する必要はない。そのため、①職員の操作により削除できること、②手動で削除をしなくとも、職員が処理に必要な数日間保持されたのち自動的に削除される機能、③本市のデータを教師データとして用いないことの、3つの条件を満たすサービスを選定することで、目的外利用等のリスクを防ぐことができる。	事前	
			〈基幹系ファイルサーバにおける措置〉 ①ファイルサーバを設置するデータセンターについては、守秘義務契約を締結した事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②データセンター施設については生体認証を含む多段階のセキュリティ対策を行い、不正な侵入や機器の持ち込み及び持ち出しを防いでいる。 ③また保守運用者については、機器内のデータ等を取り扱わないものとし、特定個人情報を含む領域は、ネットワーク運用事業者が触れることができないようシステム上の制御を行う。 〈窓口DXSaaSにおける措置〉 ・ガバメントクラウド上に構築することから、同基盤における他システムと同様の措置を実施する。 ・窓口DXSaaS 利用端末については、セキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管などの物理的対策を講じている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 住民基本台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	○ガバメントクラウドにおける措置	〈ガバメントクラウドにおける措置〉	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 住民基本台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策		以下を追記 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ＜ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。＞	事前	
			＜基幹系ファイルサーバにおける措置＞ ①ファイルサーバを設置するデータセンターについては、守秘義務契約を締結した事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②データセンター施設については生体認証を含む多段階のセキュリティ対策を行い、不正な侵入や機器の持ち込み及び持ち出しを防いでいる。 ③また保守運用者については、機器内のデータ等を取り扱わないものとし、特定個人情報を含む領域は、ネットワーク運用事業者が触れることができないようシステム上の制御を行う。 ＜窓口DXSaaSにおける措置＞ ・ガバメントクラウド上に構築することから、同基盤における他システムと同様の措置を実施する。 ・窓口DXSaaS 利用端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェック等を行い、マルウェアや脅威の検出を行う。 ・窓口DXSaaS から外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界FW や連携サーバーで外部接続先との通信を制限している。 ・地方公共団体が管理する業務データに、事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 住民基本台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容		以下を追記 ＜窓口DXSaaSにおける措置＞ ・窓口DXSaaS では、再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 ・連携基盤に一時的に保管した特定個人情報は、連携後、速やかに完全消去する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 住民基本台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスク リスクに対する措置の内容	・ガバメントクラウドにおける措置	〈ガバメントクラウドにおける措置〉	事前	

[illegible]